

◎新潟県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、弥彦村選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成24年9月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
弥彦体育館	西蒲原郡弥彦村大字 上泉 1753 番地 1	競技場	959.00	平成 24 年 9 月 2 日
サン・ビレッジ弥彦	西蒲原郡弥彦村大字 上泉 1753 番地 1	競技場	915.00	
弥彦村農村環境改善 センター	西蒲原郡弥彦村大字 矢作 7405 番地	研修室	68.00	
夢の木はうす	西蒲原郡弥彦村大字 川崎 39 番地 1	プレイルーム	77.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
弥彦体育館	西蒲原郡弥彦村大字 弥彦 974 の 4	競技場	680.00	平成 24 年 9 月 2 日
弥彦村公民館麓支館	西蒲原郡弥彦村大字 麓 7045 番地	集会室	132.23	